

令和4年度 松尾台小学校いじめ防止等のための基本方針

猪名川町立松尾台小学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) いじめ防止に向けての基本的な考え方

学校教育目標「主体的に学び、心豊かに未来を拓く児童の育成 ～いきいき笑顔、かがやけ松小っ子～」を具現化するため、すべての教育活動において、人とのつながりを大切にし、いのちの大切さが実感できる教育を推進する。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。「いじめほどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、松尾台小学校の全ての児童が安全で安心して学校生活を送れるよう、学校・家庭・地域が連携してこの問題に取り組む。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本的な考え方

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

本校における生徒指導は、教育活動のあらゆる場を通して、基本的な生活習慣を体得させ、物事の正しい判断力を培うことによって、児童個々の人格の育成を行い、心身ともに健全で楽しい学校生活を送れるようになることをめざしている。そのため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、指導体制を構築する。

① 生徒指導の考え方

生徒指導は、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることをめざして行われる教育活動である。

本校においては、生活指導により、すべての児童の個々の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活がすべての児童にとって有意義で興味深く、充実したものとなることをめざしていく。

本来、生徒指導は児童と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、日々研鑽を怠らないことが重要である。特に諸問題等の未然防止が重要であると捉え、教職員の資質向上、児童のきめ細かな実態把握に計画的に取り組む。

② 生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別的な指導、補足的な学習指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。また、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道徳教育の充実による規範意識の醸成を図る。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導が組織的に機能することが重要であることから、生徒指導部・特別支援部合同の委員会を定期的に開催する。

構成員は、校長、教頭、生徒指導担当者、特別支援教育コーディネーター、各学年生徒指導・特別支援教育担当者、養護教諭とし、その他必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を校長が指名する。協議された指導方針は、職員会議等において周知し、全教職員で共通理解を図る。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、学校教育目標にも地域や家庭との連携の推進を掲げ、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やPTAとの連携の下、取り組みを進めてきている。今後も、PTA実行部や松尾台小学校学校運営協議会、松尾台小学校区まちづくり協議会等と連携した取り組みを積極的に展開していく。

(4) 児童会等による主体的な活動

生徒指導の目的である、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、本校の児童会活動の目標と密接に重なっている。児童会等による主体的な活動を充実させ、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を別に定める。

別紙1 （校内指導体制及び関係機関）

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。 **別紙2** （チェックリスト）

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別

に定める。 **別紙3** (年間指導計画)

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 (組織的対応)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を受けた場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、町教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

いじめ防止等については、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会やPTA諸会議、懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。